

人材紹介に関する合意細目

(以下、甲という)と株式会社 敬愛(以下、乙という)

とは、 年 月 日付で締結した労働者派遣基本契約第1条に基づき、人材紹介に関して次のとおり合意する。

1. (業務内容)

乙は、甲の諸条件に関しての人材を、3ヶ月間の人材紹介予定派遣をお試し期間として無事終了したので、採用に関するコンサルティング業務内容を締結する。

2. (紹介手数料の発生)

人材紹介手数料(以下、紹介手数料)は、前項の人材派遣を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を決定している場合に発生する成功報酬とする。

採用決定者が入社意思を示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。

また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

3. (紹介手数料)

紹介手数料は、次のとおりとする。

採用決定者の想定年収 万円 の % に相当する 万円 (消費税及び地方消費税別)とする。

ここでいう「想定年収」とは、採用初年度に採用決定者に支払われると想定される年収(通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む)とし、甲のハローワーク募集内容を参考として算定する。

4. (紹介手数料の支払い)

甲は採用決定者と労働契約を締結月の翌月末日までに、乙に第三条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

5. (紹介手数料の返還)

採用決定者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・入社後 10日以内に退社：紹介手数料の100%
- ・入社後 2ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
- ・入社後 3ヶ月以内に退社：紹介手数料の25%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。

令和 年 月 日

岡山市北区柳町1丁目3番5号

株式会社 敬愛

代表取締役 華山和彦

(許可の日付・番号) 平成 29 年 8 月 1 日

33-コ-300007